

令和4年色麻町議会定例会6月会議会議録（第2号）

令和4年6月8日（水曜日）午前10時00分開議

出席議員 12名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	11番	山田康雄君
12番	福田弘君	13番	中山哲君

欠席議員 10番 天野秀実君

欠員 なし

会議録署名議員

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
----	-------	----	------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長	小山悦子君
清水保育所長	今野稔君

教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第2号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第40号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第41号 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第42号 令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第43号 令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第44号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第45号 令和4年度色麻町保健福祉センター屋根改修工事請負契約の締結について
- 日程第8 議発第3号 水田活用の直接支払い交付金について地域の実情を踏まえた制度設計の見直しを求める意見書（案）
- 日程第9 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第40号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第41号 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第42号 令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第43号 令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第6	議案第44号	令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7	議案第45号	令和4年度色麻町保健福祉センター屋根改修工事請負契約の締結について
日程第8	議発第3号	水田活用の直接支払い交付金について地域の実情を踏まえた制度設計の見直しを求める意見書（案）
日程第9	議員の派遣について	

午前10時00分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名、欠席議員は1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、1番大内直子議員、2番佐藤 忍憲議員の両議員を指名いたします。

日程第2 議案第40号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第1号）

○議長（中山 哲君） 日程第2、議案第40号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第40号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,140万2,000円を追加し、予算総額を44億7,206万円といたすものでございます。

まず、歳入から申し上げます。議案書23ページを御覧ください。

第15款国庫支出金は合計で7,385万3,000円の増額で、主なものは第2項国庫補助金で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金414万円、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金補助金1,055万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,595万9,000円の増などとなっております。

第16款県支出金は合計で1,207万3,000円の増額で、主なものは第2項県補助金で新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金300万円、多面的機能支払交付金882万9,000円の増などであります。

第18款寄附金は39万9,000円の増額で、匿名希望の4名の方から一般寄附としてそれぞれ10万円ずつの御寄附を頂戴いたしました。深く感謝を申し上げます。

24ページになります。

第19款繰入金は財政調整基金繰入金を3,500万円減額し、本年度の予算上の繰入額を2億6,200万円といたしました。

次に、歳出に移ります。

今回の補正では、各款・項に人件費の増減がございますが、昨年的人事院勧告を6月の期末手当で調整する分と、主に人事異動、人事配置によるものを整理したものでございます。当初予算に計上した職員数と比較しますと、常勤職員が91人で3人の減、再任用フルタイム職員が6人で3人の増、再任用短時間職員が7人で1人増、任期付職員が2人で増減なしということで合計109人で、当初予算と比べて1人の増というふうになっておりますが、今回の補正においては期末手当の昨年の遡及分で471万円の減、支給率変更分で494万円減、その他人事等の配置分で2,187万円の減と、合わせまして3,152万円程度の減となっております。

議案書25ページを御覧ください。

第1款議会費は、合計で175万5,000円の減額となっております。

第2款総務費は、かっぱのふるさとまつり中止に伴い、26ページになりますけれども、補助金280万円の減など、合計で843万9,000円の減額となっております。

第3款民生費は合計で2,257万4,000円の増額で、28ページ、第1項社会福祉費において敬老会中止に伴う経費、報償費、需用費、借上げ料、合わせまして224万1,000円の減。介護保険特別会計繰出金490万4,000円の減。本年度新たに対象となる住民税非課税世帯等への臨時特別給付金1,000万円の増。それから新型コロナウイルス感染症対策費としまして、初日にですね、お渡しいたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画概要でございますが、その事業ナンバー9番、敬老会中止に伴う敬老祝い品支給事業として、報償費から委託料まで合わせまして738万円の増。それから、事業ナンバー3番、社会福祉施設感染症対策奨励金180万円。事業ナンバー4番、ふれあいハート訪問事業61万5,000円。事業ナンバー5番、コロナに対応した公立病院運営改善事業として加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金449万5,000円。事業ナンバー10番、生活安定再建支援金200万円をそれぞれ増額といたしております。

第2項児童福祉費において、30ページになりますが、新型コロナウイルス感染症対策

費といたしまして、事業ナンバー11番、新生児特別定額給付金350万円の増。独り親世帯以外の住民税非課税世帯に対し、対象児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金270万円の増などとなっております。

31ページを御覧ください。

第4款衛生費は合計で511万7,000円の増額で、主なものとして予防費の予防接種委託料380万円、これは事業ナンバー6番、インフルエンザ予防接種委託料ということになります。

また、議案書32ページのデイサービスセンター床張り替え工事費861万3,000円については、当初予算で修繕料のほうに計上いたしておりましたが、全面張り替えということとなることから、工事請負費のほうに組替えを行ったものであります。

第6款農林水産業費は合計で744万3,000円の増額で、主なものとしたしましては33ページになりますが、第1項農業費において、農業用パイプハウス被害対策事業補助金299万円の増、多面的機能支払交付金事業補助金1,177万2,000円の増などとなっております。

34ページ。

第7款商工費は2,651万9,000円の増額で、観光費の財源変更645万円につきましては、当初予算に計上した交流人口増加のためのコンテンツ創出戦略策定業務委託料にコロナ臨時交付金を充当するもので、事業ナンバー12番というふうになります。

また、本年度も全世帯に1万円の商品券をお配りするための経費といたしまして、事業ナンバー13番、地元支援商品券事業委託料2,202万9,000円の増額。町内の中小企業及び個人事業者のコロナ感染症対策のための備品購入支援として、新型コロナウイルス感染症予防対策支援事業補助金300万円の増となっております。

第10款教育費は合計で81万2,000円の減額で、主なものとしたしましては36ページになりますけれども、第1項教育総務費におきまして新型コロナウイルス感染症対策費として、事業ナンバー7番、小中学校の消毒作業委託料195万4,000円。事業ナンバー8番、幼稚園の消毒作業委託料156万7,000円をそれぞれ増額。

37ページになります。

第6項保健体育費において、町民運動会中止に伴い、町民大運動会実行委員会補助金70万円の減などとなっております。

第14款予備費は80万2,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行ったところでございます。

以上、令和4年度色麻町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げますが、詳細については款項を追っての質疑の際にお答え申し上げます。よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書23ページ、歳入から入ります。

歳入。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第16款県支出金第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第18款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第21款諸収入第4項雑入。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款議会費第1項議会費。（「なし」の声あり）

第2款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2項徴税費。（「なし」の声あり）

第3項戸籍住民基本台帳費。（「なし」の声あり）

第5項統計調査費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねをいたします。

10款12節社会福祉費ですよね。10目、失礼しました、10目12節委託料。敬老会記念品の事業委託料、ここに1人5,000円の、多分今回、商品券を御用意しているということで先ほど承りました。しからば対象者、今年度何名なのか、まずお尋ねしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

1,040名ほど対象者、1,040名対象となっております。

○議長（中山 哲君） ほかにございませんか。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 9目のですね、負担金補助金の中の住民税非課税世帯等への臨時特別交付金ではありますが、これについてはいろんな参考資料を見ますとですね、10万円を現金で、プッシュ型で給付するという内容が書かれておりますが、プッシュ型とは要するに行政が対象者に対して、自ら働きかけて支給するというようなことだと思いますが、通常、給付金というのは対象者が行政に申請することが必要になってきまして、やるわけなんです。プッシュ型は申請が不要で、行政が対象者に、対象者を選定して給付するというようなことだと思いますが、我が町ではどのような形でその申請の関係を扱うのか。またその際、マイナンバーカードなどとの兼ね合いはどうか。そして、プッシュ型ですから、早急に給付するというようなことなんでしょうけども、その給付す

る時期、この3点をですね、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君）お答えいたします。

まず、本町の給付の仕方でございますけども、まず、対象者の方に確認書というものを送付させていただきます。その確認書には当然、金額10万円、あと、そのほかこちらで把握している金融機関名と口座番号、その方の対象となる金融機関名と口座番号を記載して、確認書を送付させていただきます。その確認書に記載されている事項に間違いがなければ、その確認書を返送していただいて、それをもって給付の手続という形になります。

あと、マイナンバーとの兼ね合いということですけども、当然こちらでマイナンバーは確認をさせていただいて、それに基づいて住民基本台帳に載っているか、あと、口座番号等も確認するのに役立っているところでございます。

あと、マイナンバーの使い方としましては、そのほか転入者がいた場合、その方の非課税であるかどうか、そちらの確認に使用しているところでございます。

あと、給付の時期ということですが、確認書の送付につきましては6月の下旬にシステム改修を行いまして、送付につきましては7月の上旬を見込んでいるところでございます。その後、返送され次第、給付という手続になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第2項児童福祉費。29ページと30ページから31ページまでありますので。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 児童福祉費です。

○議長（中山 哲君） はい。

○3番（相原和洋君） 31ページ。12目18節負担金、こちらに子育て世帯生活支援特別給付金なるものがございます。非課税の世帯だと思われませんが、対象者、非課税でもどういった方々なのか、まず1点。

それで、世帯数はこの対象者、何名いるのか、何世帯なのか。また、これが可決した際、いつまでにこの給付金を出すように完結するのか、予定しているのかをお知らせください。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

今回の低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金でございますが、新聞等でも報道されておりますけれども、独り親世帯に対して5万円支給ということになりますけれども、こちらについてはですね、独り親世帯については県が事業主体となりまして、直接県のほうから受給者のほうへ支給をされるということなので、この件については町会計は通らないということになります。

今回、町で担う方についてはですね、その他低所得の子育て世帯ということで、先ほどの低所得者の独り親世帯以外の、令和4年度分の住民税均等割が非課税世帯の子育て世帯が対象ということになってまいります。人数についてはですね、あらかじめ国のほうで試算した人数というものがございまして、今回計上しておりますが、54人ということで、国・県のほうからですね、示されておりますので、1人5万円で270万円を18節のほうで予算計上させていただいているというような状況です。

時期なんですけれども、今後予算御可決いただければですね、システム改修委託料ということで44万円も併せて計上させていただいておりますが、抽出するための改修手続が必要ですので、県のほうの資料ではですね、申請が不要の分と、あと、それから要申請の部分というふうに分かりますけれども、準備ができ次第速やかにですね、支給させていただきたいということになります。先ほど申し上げましたようなシステムの準備等もございまして、7月以降に関係者には周知をしながらという形になってまいりますので、支給はその後という形になってまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに児童福祉費ありませんか。（「なし」の声あり）

次、第4款衛生費第1項保健衛生費。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 32ページ、5目の施設の関係ですが、先ほど総務課長から、この節の区分ですね、床の張り替えのために工事請負費に変更になったということなんです。金額も金額で当初ですね、需用費として修繕料を計上して、今回このような形での節の変更ですね、なぜそういうような形になったのか。先ほどの説明だけではちょっと理解できないので、再度説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

当初ですね、当初予算、修繕料という形でデイサービスセンターの床の張り替えを修繕料で予算化いたしました。執行する前にですね、中身を確認いたしますと、全面というふうな形になりましたので、今回、工事請負費に変更してですね、工事のほうに着手したいということで、今回予算の組替えを行った次第でございます。今後ですね、予算の措置につきましては、適切に執行してまいりたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 工事請負費に切り替えたということですが、金額がですね、860万ほどの金額で、当初事業費、修繕という形で、ただ漠然とですね、年間予想で経常的な形で月5万円で年間60万円とか云々という形であれば、多少理解できるんですが、このくらいの金額を修繕費という形で捉えて、当初ですね、やはりもう少し中身を精査して計上しなければ駄目ではないかなと思われまして。やること自体はいいんですが、こういう形で同額で節も区分で変更できるような形であれば、当初の段階での予算の在り方、数字の捉え方ですね、もう少し精緻してやるべきではないかと思うんですが、一言だけ再度説明をお願いします。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 小川議員御指摘のとおりですね、今後ですね、予算措置につきまして、適切に執行してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 床の張り替え工事という言葉でちょっと記憶に新しいんですが、改善センターのようなね、張り替え工事であるように張り替えはしたが、議会でも相当な議論が交わされたことを思い出しましたので、今回は修繕料から張り替え工事と、替えたそうなんですが、やっぱその辺で万全体制で福祉センターを管理していただきたいというふうなことの思いでございますので、そのことに関して担当課長より答弁をお願いしたいと。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

デイサービスセンターの床の張り替えということで、デイサービスセンターを利用している高齢者の方々にですね、支障がないように安全かつ適切にですね、床の張り替え工事を執行するように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに保健衛生費ありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねします。

今回、10節から14節にこの床張り替え、工事費に替えられたと。執行部において、この修繕料の扱い方、工事費との違い。金額もあるでしょうけども、今後こういったケースが多々、ほかでも出る可能性もあります。その部分を議員各位にもう少し分かりやすく定義を設けていただきたいかなど。今回、こういう形になったものですから、そのあたりを今後どのようにしていくのか、修繕費か、工事費か。こういったものであれば、多々出てくる可能性ありますので、その部分をどのように今後考えていくのかをちょっとお尋ねしたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） その修繕費、修繕料なのか、工事請負費なのかというところになりますと、まず性質が変わってくると。修繕費だと維持修繕、工事請負だと投資的経費ということで、この辺の経費の考え方というのが一つあります。

それから先ほど申し上げたように部分を直すのか、全部直すのかといったときに、全部直せば投資ですわね。ですから、そう言えば工事請負費だということで、今回間違ってたってということになるんですけども、それを修正させていただくための補正として計上させてもらったということになります。

金額ですね、1,000万円だから修繕料で駄目だっていうことではなくて、今申し上げたように、維持補修なのか、投資、新たな投資なのかということを総合的に勘案して、

金額だけではなくて、その中身で修繕料に置くべきか、工事請負費に置くべきかというところで今までもやってはきているんですが、これからもですね、その金額にとらわれることなく、そのような方向ではやっていくんですが、やっぱりどうしても新たに担当したりすると、その辺の理解がなかなかできなくて、こちらで、財政担当のほうで工事請負費じゃないんですかって言っても、いやいや、修繕料ですって言われれば、ちょっと何とも、ぎりぎりこの工事請負費に置いたりできないところがあったりするんですが、なるだけ予算の査定といいますか、最終決定する段階では財政のほうでは皆チェックはしているんですが、そういうくくりでですね、一般的にはやっているということになりますので、これからも方針はそのような方向でいくということになります。

例えば、修繕料であっても通常に入札をしまして、修繕として発注したりですね、そういうことをやっていますので、工事だから入札するとか、修繕だから入札しねんだとかということではなくて、修繕であってもやはり金額要件で入札もしていますので、執行の仕方については適正にしているんですが、予算をどこに置くかということについては、今申し上げたような方向で、ケース・バイ・ケースで、非常に難しいところがあるんですが、ただ、とはいうものの、今言ったようにその部分的なのか、ほとんど全部なのかというところが大きな分岐点になるんだろうなというふうには思っておりますが、なるだけその財政のほうでその辺を指摘をしながら、統一を図れるように今後もやっていきたいと思っておりますので、御理解賜ればと思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 3目の農業振興費ですね、今回、負担金補助金の中で、農業用パイプハウス被害対策事業補助金299万円を計上していただきましたが、この件については3月の議会において一般質問で私が質問した際、町長が前年度並みの対応をしたいというようなことで回答いただいた内容だと思っておりますが、早速、予算を計上していただきまして感謝を申し上げます。

この補助金の内容ですね、今回の補助金の内容ですが、対象とする事業の中身ですね、どのようなものなのか。あとまた、その対象者は何名なのか。そしてまた、その対象者がですね、被害に遭った額があるんですけども、あると思っておりますが、それに対する補助割合ですか、その辺はどの程度見込んで計上したものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

対象棟数でございますが、32棟でございます。この32棟につきましては、作物を栽培する農業用パイプハウスということでさせていただきました。

対象者数につきましては、29名でございます。

以上でございます。

失礼しました。それで、補助の割合ですが、資材の購入費に対して1割以内の助成、1割の助成ということでございます。

○議長（中山 哲君） 4番白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ありがとうございます。

その対象とする内容については、作物を栽培するハウスというような回答であります。たしか機械を入れているパイプハウスとかなどの被害もあったと思われま。そのパイプハウスについては対象とするのか、しないのか。しなかったと思うのが回答だと思ひますが、なぜ対象としなかったのかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

作物を栽培するパイプハウスに限定したという部分については、やっぱり営農上、作物を栽培するパイプハウスの被害というのは、農家経営上、直結するものであるということでありまして、なお、機械の保管庫的な利用もございませども、そういった機械等については、本来それなりの建物に保管すべきでございませども、パイプハウスを利用して経費を削減しながら利用しているという現状でございませども、やはり農業機械についてはそれなりの高価なものでございませども、やっぱりしっかりした施設に本来であれば保管すべきものということから、今回は農業経営に直結する、作物を栽培するパイプハウスに限定させていただきました。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 営農に直結するハウスを対象にしたと。また、機械についてはもっと頑丈な建物に入れてくださいというような意味合いなんではございませども、いろいろ、今後機械をですね、購入する団体さんとか、そういうのがいっぱい出てくると思ひますが、そういう団体さんはですね、今後格納庫といひませつか、そういうのも造らなくちゃいけなわけなんではございませども、やはりどうしても高価なものになりますんで、やはり簡易的といひて丈夫なパイプハウスなども造って格納するといひことが今後出てくると思ひますね。ですから、いづれそういう対象としてですね、営農に直結するといひ意味合いからしても、ある程度該当するのではないのかなといひ思ひはあるんですが、その辺、町長の考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 該当をさせる、させないの判断は、こちらのほうでするわけですけれども、パイプハウスで、例えば物置代わりに使っておったり、人それぞれ利用の仕方はあるようではございませども、今言ったように機械を格納するためのハウスもあるだろうし、単純な物置としてのハウスもあるだろうし、いろいろ利用があるでしょうけれども、今は、さっき課長が答弁したように、農業のために使っているといひことで特定をさせていただいたと。今後については、またそのとき、そのときになってからの判断をしたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。5番河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 私もですね、同じ18節で質疑をさせていただきます。

農業用パイプハウス被害対策事業補助金299万円載っておりますが、私もこれ質問し

たときにですね、ふるさと納税の基金を取り崩してという答弁もありましたが、これは一般財源とふるさと納税の内訳はどのようになっているのか、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

299万円、全て一般財源で予算措置させていただきました。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 3月会議の答弁では、ふるさと納税の基金を取り崩すというのは、違った、間違いだったということではよろしかったのかどうか。

あとですね、今回、国も県もですね、支援はしないという中で、機材も高騰しておるんですが、ハウスを直さない方も中にはいると思うんですが、そうなりますとこの予算的にも余る部分ももしかしたら出ると思うんですが、さっきも言いましたが、国県が支援しないというのがありますので、支援しないというのがありますので、余った分はこれはさらに建て直す方に支援するというのも必要だと思いますが、そこら辺は考えるのか、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ちょっと最初の部分の質問ちょっと聞き取れなかったんですけども、直す、直さないという人もあるんだがって話のようでしたけれども、今回はあくまでも直すために資材費として金かかったわけですね。そのかかった資材費の1割を町のほうで助成をします。こういうことですので、直してない人は資材費かかってませんので、その人には行かないというふうになります。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 私ちょっと質問がちょっと間違い、ちょっと違っていたのかなと。違ったのかなと思ったんですが、直さない方もいますので、お金は余る可能性もあると。ですので、今回、国も県も、クラウドファンディングもやらないということで、ハウスを建て直す方の負担は大きいと思うので、余ったお金は建て直す方にさらに支援をする、したほうがいいんじゃないですかと思うんですが、そういった考えはあるのかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 今回の支援の方法の一部におきましては、普通の、国・県の補助事業であれば、事前着工ができないですよってというのが本来の補助事業が多いのでございますが、今回はもう既に水稻育苗で使ってる農業者が多いものですから、それを農家さんには再建を優先していただいて、その後に、その事業に該当させていくというやり方ですので、事前着工したのも当然対象にしていきますし、被害に遭ったハウスの中で今年度中に再建する方もおろうかと思っておりますので、そういった方も対象にしていくということでございます。あくまでも去年の12月以降の大雪被害に遭われた方を対象とした事業と考えております。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、お聞きしたいと思います。

1目の何項目だ、農業委員会費なんですけれども、今回タブレット購入費18万6,000円計上なされております。これについては県のほうのほうですね、補助金を活用した中で購入ということのようなんですけれども、どのような形でこれを活用なさるものか、どうかお伺いしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋康起君） お答えいたします。

市町村にはですね、今後地域農業の将来の在り方について、人・農地プランにおける地域計画を策定することになります。農業委員会はですね、その市町村の求めを受けて農業を担う者、担う方々が主にですね、利用する農用地等を定めて10年後の目指すべき農地利用の姿を描き、計画的に集積集約を進めるための目標地図の素案を作成することとされております。

タブレットはですね、農水省のデジタル地図を活用して、農地の出し手、受け手、その辺の意向調査を効率的に実施するための措置になります。そのほかにもですね、農業委員会で毎年実施しております農地の利用状況調査を効率的に実施するための活用や、農業委員の日々の活動記録簿としての利用も今後見込まれるところであります。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今答弁のあったようにですね、農業委員さんの日々の活動記録にも活用という答弁のようでしたけれども、今回この購入する台数で、農業委員さん全員に行き渡るものかどうか。また、行き渡らないということになればですね、今後、県のほうのほうですね、補助事業など新たに出てくるものかどうか、お伺いしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋康起君） お答えいたします。

今回のタブレット購入に関しましては、国のほうでは農業委員の、うちのほうでは農業委員に該当しますが、そのうちのですね、半数分、6台分を国のほうの補助が下りておりますので、その分を購入するような形です。それでその辺を、今12人農業委員さんいますが、そちらのほうでうまくですね、使い分けて使っていかうかなというふうなところではあります。

今後の見通しですが、今国のほうで予算措置された分を各市町村のほうに、今後、今後というか、今割り振りはされてるんですけど、その辺の予算の今後の使い具合に応じて、さらに要望を求められる可能性はありますが、現状としてはうちのほうは6台でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 18節負担金補助金ですかね、今回、農業パイプハウス、再三議員各位から質問が出ております。内容については先ほど聞いております作物の栽培する等のため32棟、今回対象になっていると。資材費の約10%、1割を負担するという事業、

補助金だというのが分かりました。

ただ、ちょっと疑問視あるのは、あくまでも作物を作るということで、育苗等の作物だと思っんですよ。農繁、農閑期かな、要は作らないときあると思っんですよね。年から年中作ってないところに、多分先ほど4番議員言ったとおりに、農機具を若干しまう時期があつたりした場合、そういうのは対象にならないのかどうなのか。あくまでも年から年中使ってる棟を今回の対象にしているのかどうか。先ほどの答弁だと、いま一つ分かりかねるルールがあります。申請する人が本当にこれ通るのか、通らないのかという問題もありますので、この32棟の条件、これをどういった条件で決めたのかをまずお尋ねしておきたいと思っんです。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

園芸作物につきましては、年中栽培のために利用している状況ですので、当然該当は、補助事業の該当になります。それから色麻町におきましては、主要作物がやはり水稻でするので、どうしてもパイプハウスを使うのは育苗期間ということでございますので、そのパイプハウスが何を目的としているのか。水稻育苗ですよという場合は、やっぱり春しか使わないんですけども、目的が、主要目的がそういったものであれば、育苗しない期間について機械を保管庫、入れてたとしてもそれは該当ということで取り扱っていきたくと思っんです。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。2番佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 私も今までの方と同じ3目の18節の質問なんですけれども、この補助、私もこの件に関して前一般質問させていただいたときに、町長のほうからこういう考えがあるという回答をいただいております。この補助金、要するに、そのときも答えがありましたけれども、継続していただきたい。要するにこういうことで農業をもうできなくなったとか、もうやめるということがないように、継続していただくために出すものだと思っっていたのですが、その辺どうでしょう、町長。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 当然、農家の皆さんは、継続しようという意気込みの中で建て替えをするというふうに捉えております。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） それではですね、今、各議員からの質問に答弁があつたように、1割の補助、多分100万円から100万円ちょっとぐらにかかっているのかなと思っんですけれども、1割の補助、それから機械とか、いろんなそういうものが入っていたハウスには補助はしないと。こういう補助って果たしてこういう被害に遭われた方が、よし、1割補助をもらっんだつたら農業を続けていこうか、やろうかと思っんですかね、町長。いかがでしょう。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この補助はさっき言ったように、一般財源で出すわけですね。ど

ここからも来てるわけでありませんで、ですからおのずとね、限界がある、あるんですよ、気持ちはね、確かに幾らかでも応援をしてあげたいという、それは気持ちは同じだと思っんですけれども、やっぱり町の財政も限りありますので、それぞれ許す範囲の中で支援をするというときに、今回は10%を、昨年も10%でした。今年も10%を町の金で補助をすると、支援をすると、こういうことです。

それから、確かにパイプハウス、いろんな利用の仕方があるんです。ですが、今回は先ほど申し上げたとおりで、農業関係に使うということでの支援ということで限定をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

次、第2項林業費。（「なし」の声あり）

第7款商工費第1項商工費。5番河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 4目の中の12節委託料、地元支援商品券事業委託料2,202万9,000円計上されておりますが、説明のほうといたしますか、こちらのほうにも全世帯に町内で使用可能な商品1万円を給付と。その中で使える事業者はちゃんとパンフレットなり、チラシなりを入れて給付するということだと思っんです、去年なんかでいうとですね、チラシ、パンフレットには、この事業者使えますよとなってるんですが、実際行くと使えない店があるんですけれども、そこら辺は執行部としては把握してるのかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） チラシの中に利用できる事業所はここですよという、お示ししてますので、リスト化された事業者さんでは使えるものと理解します。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） そのように使えることになってるんですけれども、実際行きますと、うちでは駄目ですよというところがありまして、ほかの町民の方も問合せすると、駄目ですよというところありますので、ここではちょっとどこだとは言えませんが、そこらしっかり精査してですね、パンフレットなり作るときは、再度これを精査して作らないと、また困る町民の方もいますので、そこら辺お願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 使える店につきましては、各事業所が申し込んで私のうちで使えるようにしますということで、申込みされた中でリスト化されてるもんですから、その辺、昨年のもちよっと精査しながらですね、今回そういうことのないようにしていきたいと思っんです。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） ぜひお願いしたいと思っんですが、これいつ頃、あと給付されるものなのか、お聞きして終わります。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

予算可決いただければ、早速その業務に着手していきたくと思いますが、商品券の使える期間を9月1日から12月31日までの年内中ということで進めさせていただきたいとも考えてました。

○議長（中山 哲君） ほかに商工費ありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に続き、議案審議を続けます。

34ページ、8款土木費から入ります。

第8款土木費第1項土木管理費。（「なし」の声あり）

第4項住宅費。（「なし」の声あり）

第5項下水道費。（「なし」の声あり）

第9款消防費第1項消防費。（「なし」の声あり）

第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）

36ページ。

第2項色麻小学校費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねをいたします。

1目管理費3節職員手当等の期末手当及び2目振興費、職員手当等、一般職員手当期末手当という文言があります。これ、どのように管理費、一般職員ではないのでしょうか。それともどういう形でこれを説明に載せられたのかを、お尋ねをしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 学校管理費の、学校管理費の期末手当とですね、教育振興費の期末手当、これどちらもですね、一般職員手当なんですけど、すいません、教育振興費のほうにですね、一般職員手当残ってしまっていましたんで、特別大きな違いはないんです。すいませんです。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 要は、どちらも同じ職員ということでございました。ただ、ここに、議案書にこのような形で出てますので、今後気をつけて文言は精査していただきたいと思うんですが、その点を注意していただきたいと、切にお願いしておきます。

○議長（中山 哲君） 答弁。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 大変申し訳ございませんでした。今後十分気をつけたいと思います。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

第3項色麻中学校費。（「なし」の声あり）

第4項幼稚園費。（「なし」の声あり）

第5項社会教育費。（「なし」の声あり）

第6項保健体育費。（「なし」の声あり）

38ページ。

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第41号 令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第41号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第41号令和4年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を384万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、御説明を申し上げます。議案書44ページを御覧いただきたいと思っております。

歳入について申し上げます。

第4款県支出金1項県補助金1目産業用地整備促進事業補助金でございますが、宮城県では工場等の立地を促進するため、優良な産業用地を安定的に確保する必要があるという観点から、市町村が行う工業団地等の産業用地の造成に必要な各調査に対して支援

するため、昨年度創設された補助金でございまして、今回300万円を計上いたしました。
議案書45ページを御覧いただきたいと思えます。

歳出について申し上げます。

第3款事業管理費1項工業団地整備事業費1目工業団地整備事業費では、12節委託料で、補償調査業務委託料300万円を計上いたしました。この補償調査業務委託料は、大原工業団地第3工区における建物等の物件補償調査に要する委託料で、物件移転料等の補償額を算定するための基礎データを調査するものでございます。今後、第3工区への造成工事着手が可能となった段階におきまして、円滑に業務を進めさせていただくため、当該予算を計上させていただいたところでございます。

なお、歳入で御説明を申し上げますが、財源といたしましては、県補助金の産業用地整備促進事業補助金を充当し、実施をいたすものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書44ページ、歳入から入ります。

歳入。

第4款県支出金第1項県補助金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第3款事業管理費第1項工業団地整備事業費。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 事業費で先ほど説明ありました委託料300万円。金額がよろしいんですが、たまたま補助金で300万円が入ったから、これの帳尻合わせで300万円なのか。あえて言うならば、第3工区に対する事前の調査ということで、果たして300万円の間合うのかどうか。それは課長の腹積もりだと思うんですが、その辺についての詳細を求めます。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

この産業用地整備促進事業費事業補助金でございまして、補助限度額が1,000万といったような事業になってございます。今回、予算を計上させていただくに当たりまして、参考と見積りを徴収し、今回300万円と計上させていただいたところでございます。充当率が100%でございまして、増額計上させていただきました。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）
以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了します。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号 令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第42号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第42号令和4年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から10万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,808万9,000円と定めるものであります。

歳入ですが、議案書51ページをお開きください。

第1款第1項1目一般被保険者国民健康保険税では、議案第38号で御提案いたしました国民健康保険税条例の一部改正を基に、一般被保険者国民健康保険税の均等割分を2分の1に減額し、課税することといたしますので、2,710万円の減額補正といたしました。

第6款第2項1目財政調整基金繰入金では、第1款国民健康保険税で減額した2,710万円のうち2,700万円について、国保財政調整基金から取り崩し、補填するための増額補正とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。52ページをお開きください。

第8款予備費において、歳入歳出予算調整のため、10万円を減額とするものです。

以上、令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の御説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書51ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税。（「なし」の声あり）

第6款繰入金第2項基金繰入金。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、基金繰入金についてお伺いいたします。

基金については、国保税の条例改正の際もですね、基金残高見込み等について報告がありましたけれども、6月、今中旬ですんで、5月の出納閉鎖が終わってですね、6月決算で当然、剰余金等が出るとは思いますけれども、その剰余金等を積み立てた後の基金残高、その額が大体どの程度になるものかどうか、まずお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

5月31日現在ですね、現時点での財政調整基金の残高は1億6,990万円となる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それは国保の令和3年度の剰余金を積み立てた後の額というふうに理解してよろしいわけですね。そうしますと1億6,990万円の基金残高ということですからですね、国保事業については以前、市町村で運営しておりました。今は県がですね、運営主体ということで、その基金の活用方法についても大きく変わってきているというふうに思います。以前ですと医療費が急に高騰した場合は、基金を活用してですね、医療費に充当してたと。今であれば、医療費が上がればですね、その分についてはある程度県のほうで、その医療費増嵩分についてはですね、市町村のほうに交付し、医療費に賄うというふうな制度になっているというふうに考えます。そうしたときですね、大分前ですけども、私も一般質問で質問した経緯ありますけれども、運営形態が変わった後の市町村で運営する上でですね、県で運営していく中で、町として今の色麻町の国保の規模であれば、どの程度の基金を持っていけばですね、その辺うまく運営していけるというふうに考えているものかどうか、お伺いをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

国民健康保険財政の基盤を安定、強化させるというような観点からですね、保険者の規模に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てるということが必要になってくるかとは思いますが。

ただ、今現在はですね、どの程度の基金がというようなことはですね、特に示されたものはないのでございますが、遡って調べてみますと、大体15%ぐらいであれば安定した運営ができるというようなことで、以前はありましたけれども、今はそういうのはございません。ただこの15%ということですね、当てはめて考えてみれば、本町においては1億円の基金があれば安定的な運営ができるだろうというふうに推計をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今課長のほうからですね、過去に15%程度という回答がありました。その15%というのは私も承知しておりますけれども、その数値というのはあくまでも市町村が運営主体という中でですね、厚生労働省のほうから示された数字かなというふうに記憶しております。ただ、今現在ですね、実際県のほうでの、この国保事業の運営ということになっておりますので、その辺についてはですね、やはり国のほうで示していないから分からないというような形ではなくてですね、やはりある程度ですね、町としての方向づけを示しておかないと、やはり今後のですね、国保税の税率の算定あるいは今回均等割ですか、引き下げておりますけれども、その辺の判断基準というのがですね、なかなか難しくなるのかなというふうに思いますので、やはりその辺についてはやはりですね、町独自あるいは近隣町村の事例などもですね、参考にしながら、やはりまた県ともですね、相談しながらある程度町として考えておくべきかなというふうに考えますけれども、その辺についてももう一度御回答をお願いをしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

福田議員おっしゃったようにですね、15%というのは保険給付費の約15%ということでの認識でございますけれども、今後、これから県のですね、国保ということに運営主体が徐々に移行されていく、数年後になるかと思っておりますけれども、なりますが、現時点では先ほど申し上げましたような約1億円というのを基準としてですね、安定した国保運営ができるようにですね、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

次、歳出に入ります。

第8款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号 令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第43号令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第43号令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490万4,000円を減額し、予算の総額を7億9,385万6,000円とするものでございます。

歳入補正の内容を御説明申し上げます。議案書58ページを御覧ください。

第7款繰入金第1項他会計繰入金では、4月の人事異動に伴う人件費等で490万4,000円減額による補正でございます。

次に、歳出補正の内容について申し上げます。59ページを御覧ください。

第1款総務費第1項総務管理費では、人事異動に伴う人件費等として474万2,000円を減額いたしました。

第5款地域支援事業費第2項包括的支援事業任意事業費では、人件費で16万2,000円を減額いたしました。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書58ページ、歳入から入ります。

歳入。第7款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第5款地域支援事業費第2項包括的支援事業・任意事業費。（「なし」の声あり）

○議長（中山 哲君） 以上で款項の質疑は終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第44号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第44号令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第44号令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、4月の人事異動による給料などの補正と、特定環境保全公共下水道管理費の移動式脱水施設運転業務委託料の内容変更に伴う節の組替え補正で、既定の歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ110万8,000円を減額し、予算総額をそれぞれ3億7,372万円とするものでございます。

歳入から御説明いたします。議案書65ページをお開き願います。

第4款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金では、農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業の一般会計繰入金として、合わせて110万8,000円を減額といたしました。

次に、歳出を御説明いたします。議案書66ページを御覧ください。

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目農業集落排水管理費で、

職員給料など23万円を減額いたしました。

次に、第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費第1目特定環境保全公共下水道管理費につきましても、職員給料など87万8,000円を減額したものであります。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。詳細については、款項を追っての御審議の際、御質疑にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書65ページ、歳入から入ります。

歳入。

第4款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費。（「なし」の声あり）

第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 10節需用費ですけれども、今回消耗品費200万円を超える、結構大きい金額がですね、増額補正されております。消耗品ですと、結構少額な消耗備品とか、そういうふうを考えられるわけですけれども、今回200万円という大きな数字があるものですから、特殊な消耗品なのか、あるいは通常使う消耗品なのかですね、その辺ちょっと明確でないものですから、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

消耗品ですけど、こちらのほうは移動式脱水施設用の薬品費でございます。それで、特殊なもので凝集剤というものの購入でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 特殊な薬品ということは理解できましたけれども、その薬品なんですけれども、多分通常お使いになる薬品かなというふうには思うんですけれども、当初でですね、その辺想定されなかったものか。あるいはこの時期に来てですね、急遽、補充しなければならない医薬品なのかどうか、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

こちらのほうですけど、もともとが契約内容に入っておりましたが、令和4年度より契約会社が替わりまして、その内容によって薬品及び燃料については、町より直接業者にお支払い願いたいということでしたので、もともとは委託料の中に入ってたものでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号 令和4年度色麻町保健福祉センター屋根改修工事請負契約の締結について

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第45号令和4年度色麻町保健福祉センター屋根改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第45号令和4年度色麻町保健福祉センター屋根改修工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

令和4年度色麻町保健福祉センター屋根改修工事につきましては、去る5月25日に条件付一般競争入札を執行いたしました。入札参加者は3者で、クリーンロードサービス株式会社が消費税を含む4,931万3,000円で落札いたしました。なお、落札率は77.76%でございました。

それでは、工事の主な概要について御説明いたします。審議資料をお開き願います。

図面は、改修後屋根伏図でございます。右手の改修工事仕様の改修後の内容で御説明いたします。

赤色の部分、A、B、D、I、Kにつきましては、高圧洗浄による清掃仕上げでございます。黄色の部分、C、Mにつきましては、既存平場立ち上がり部の防水層を高圧洗浄し、新たに全面平場立ち上がり部改修アスファルト露出防水を実施し、既存金物、笠

木撤去、再設置し、仕上げます。紫のE、F、Jの部分につきましては、高圧洗浄後、下地処理の上、耐候性塗料を塗って仕上げます。茶色の部分、Hの陸屋根については、高圧洗浄後塗膜防水仕上げの上、シーリング撤去、シーリング新設で仕上げます。雨どいについては、高圧洗浄後、ウレタン塗膜防水をして仕上げます。

なお、工事期間は令和4年12月9日までを予定しております。

以上、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御可決のほどよろしくお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今建設水道課長のほうからですね、各種工事について詳細に説明あったわけですが、保健福祉センターに行ってみますとですね、健康増進室なんですけれども、結構雨漏りの跡があるように見受けられます。その辺についても、今回の改修工事ですね、改善されるものかどうか、お伺いしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

その場所につきましては、工事の範囲に入っておりますので、屋根改修時にシーリング等で補修のほうを行いたいと思っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議発第3号 水田活用の直接支払い交付金について地域の実情を踏まえた制度設計の見直しを求める意見書（案）

○議長（中山 哲君） 日程第8、議発第3号水田活用の直接支払い交付金について地域

の実情を踏まえた制度設計の見直しを求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。産業民生常任委員会相原和洋副委員長、御登壇の上、説明をお願いいたします。3番相原和洋副委員長。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

○3番（相原和洋君） 議発第3号水田活用の直接支払い交付金について地域の実情を踏まえた制度設計の見直しを求める意見書を朗読させていただきます。

我が国における農産物の消費量は、人口減少や食の多様化による消費の減退に加え、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用の農畜産物の消費が落ち込み、価格が大幅に下落する状況となっている。このような中、国は昨年12月、水田活用直接支払い交付金について、令和4年から5年間に一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度以降、交付金対象水田としない方針であるということや、多年性牧草について、収穫のみを行う年の助成単価を見直すことなどを決定した。

国は見直しの趣旨として、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率向上に資するのに大豆の生産を定着させるとともに、高収益作物の導入などにより、地域の特色を生かした魅力的な産地づくりを支援するとしている。

しかしながら、今回の決定は水田農業を営む生産者の経営にとどまらず、地域農業に対して様々な影響が懸念される。本町の現状を鑑みたとき、交付対象水田の見直しによる5年に1回の水張りとは水田機能の維持の関係について、根拠が明確ではなく、せっかく固定化している転作作物の作付計画を再検討しなければならない。また、牧草では、5年を超えるサイクルで更新している実態もあることながらも、交付金が減額されれば、耕作放棄地の拡大にもつながりかねない。

よって、国は5年間で現場の課題を検証するとしていることから、各自治体や生産現場の意見を取り入れ、地域の実情を十分に踏まえ、農家が希望を持って永続的に営農できるよう制度設計の見直しを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宮城県色麻町議議会議長中山 哲。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

以上です。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、趣旨説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、本町議会の機関意思決定として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣及び農林水産大臣に議長名をもって送付し、実現方について強く要請してまいりたいと思います。

日程第9 議員の派遣について

○議長（中山 哲君） 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣の内容に関しましては、議員各位のお手元に配付したとおりであります。議員の派遣につきましては、このとおり派遣することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、このとおり派遣することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取扱いを議長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合は、議長に一任されました。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって、令和4年度色麻町議会定例会6月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議はこの後、明日6月9日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日6月9日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時54分 散会

